

組織的犯罪処罰法	疑わしい取引の届出に関する政令	疑わしい取引の届出の方法等に関する命令
<p>第五章 疑わしい取引の届出</p> <p>(金融機関等による疑わしい取引の届出等)</p> <p>第五十四条 銀行その他の政令で定める金融機関及びその他政令で定める者(以下この条において「金融機関等」という。)は、政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に關し第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣(主務大臣が金融再生委員会である場合にあつては金融監督庁長官とし、政令で定める金融機関等)に届出なければならない。</p> <p>2 金融機関等(その役員及び使用人を含む。)は、前項の規定による届出を行おうとすること又は行ったことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の関係者に漏らしてはならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣(主務</p>	<p>(金融機関等の範囲)</p> <p>第一条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「法」という。)第五十四条第一項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工工業協同組合、水産加工工業協同組合連合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫とする。</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第七項に規定する外国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十一項に規定する証券金融会社(次条において「証券金融会社」という。)、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、無尽会社、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)第二条第二項に規定する抵当証券業者(次条において「抵当証券業者」という。)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第五項に規定する商品投資販売業者(次条において「商品投資販売業者」という。)、特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第二条第八項に規定する小口債権販売業者(同法第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者を含む。次条において「小口債権販売業者」という。)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者(以下「不動産特定共同事業者」という。)、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十</p>	

大臣が金融再生委員会である場合にあっては、金融監督庁長官）に通知するものとする。

4 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、主務大臣が金融再生委員会である場合を除き、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

5 第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受諾事務とする。

（郵政大臣による疑わしい取引の通知）

第五十五条 郵政大臣は、郵便貯金の業務その他の政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に関し第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定める事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

（捜査機関等への情報提供等）

第五十六条 金融監督庁長官は、前二条の規定により金融監督庁長官に届け出られ又は通知された事項、この章に規定する金融監督庁長官の職務に相当する職務を行う外

八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）、「貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）、「商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百六条第三項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）、「金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）次条において「外為法」という。）第十八条第三項に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

（法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲）

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者（以下「金融機関等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

一 特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第十七号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。）当該特定金融機関等が行う業務

二 農業協同組合 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）次号において「農協法」という。）第十条第一項第一号の事業（当該農業協同組合が同項第二号の事業を併せ行う場合に限る。）、「同項第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第八号の事業（同号の事業に附帯する事業を含む。）又は同条第六項から第八項までの事業に係る業務

三 農業協同組合連合会 農協法第十条第一項第一号の事業（当該農業協同組合連合会が同項第二号の事業を併せ行う場合に限る。）、「同項第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）若しくは同項第八号の事業（同号の事業に附帯する事業を含む。）又は同条第六項から第九項までの事業に係る業務

国の機関から提供された情報及びこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪、第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

2 検察官等は、前項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査のため必要があると認めるときは、金融監督庁長官に対し、疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることができる。

（外国の機関への情報提供）

第五十七条 金融監督庁長官は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、その職務（この章に規定する金融監督庁長官の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める疑わしい取引に関する情報を提供することができる。

2 前項の規定による疑わしい取引

四 漁業協同組合 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下この条において「水協法」という。）

第十一条第一項第一号の事業（当該漁業協同組合が同項第二号の事業を併せ行う場合に限る。）、同項第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）、若しくは同項第八号の二の事業（同号の事業に附帯する事業を含む。）又は同条第三項若しくは第四項の事業に係る業務

五 漁業協同組合連合会 水協法第八十七条第一項第一号の事業（当該漁業協同組合連合会が同項第二号の事業を併せ行う場合に限る。）、若しくは同項第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）、又は同条第四項若しくは第五項の事業に係る業務

六 水産加工業協同組合 水協法第九十三条第一項第一号の事業（当該水産加工業協同組合が同項第二号の事業を併せ行う場合に限る。）、同項第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）、若しくは同項第六号の二の事業（同号の事業に附帯する事業を含む。）、又は同条第二項若しくは第三項の事業に係る業務

七 水産加工業協同組合連合会 水協法第九十七条第一項第一号の事業（当該水産加工業協同組合連合会が同項第二号の事業を併せ行う場合に限る。）、若しくは同項第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）、又は同条第三項若しくは第四項の事業に係る業務

八 証券金融会社 証券取引法第一百五十六条の六第一項に掲げる業務及び同条第三項に基づく承認を受けた業務

九 抵当証券業者 抵当証券業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する抵当証券業

十 商品投資販売業者 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

十一 小口債権販売業者 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業（同法第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者が同法第二条第六項第二号に規定する特定債権等組合契約の締結を行う営業を含む。）、

十二 不動産特定共同事業者 不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業

十三 貸金業者 貸金業規制法第二条第一項に規定する貸金

に関する情報の提供については、当該疑わしい取引に関する情報が前条第一項に規定する外国の機関の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（以下この条において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 金融監督庁長官は、外国からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した疑わしい取引に関する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 国際約束（第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供に関する国際約束をいう。第五項において同じ。）に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本の法令によれば罪に当たらないとき。

三 日本国が行う同種の要請に

業

- 十四 住宅金融会社 貸金業規制法第二条第一項本文に規定する貸付けの業務
- 十五 商品取引員 商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けることに關する業務
- 十六 金融先物取引業者 金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引業
- 十七 本邦において両替業務を行う者 外為法第十八条第三項の両替業務

（金融機関等による主務大臣等への届出方法等）

第三条 法第五十四条第一項の規定による届出をしようとする金融機関等は、文書その他総理府令・法務省令で定める方法により、総理府令・法務省令で定める様式に従つて、当該届出をしなければならない。

2 法第五十四条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五十四条第一項の規定による届出を行う金融機関等の名称及び所在地
- 二 法第五十四条第一項の規定による届出に係る取引（以下この条において「疑わしい取引」という。）が発生した年月日及び場所
- 三 疑わしい取引が発生した業務の内容
- 四 疑わしい取引に係る財産の内容
- 五 疑わしい取引の相手方の氏名又は名称及び住所又は居所
- 六 疑わしい取引の届出を行う理由
- 七 その他総理府令・法務省令で定める事項

（都道府県知事に届け出るべき金融機関等）

第四条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める金融機関等は、次に掲げるものとする。

- 一 都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合
- 二 都道府県の区域の一部を地区とする農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会

（文書による届出）

第一条 疑わしい取引の届出に關する政令（以下「令」という。）第三条第一項の規定による届出をしようとする金融機関等（令第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式による届出書を、主務大臣（主務大臣が金融再生委員会である場合にあつては金融監督庁長官とし、令第四条各号に掲げる金融機関等にあつては都道府県知事とする。）に提出しなければならない。

- 一 令第一条第一項に規定する金融機関 別紙様式第一号
  - 二 保険会社及び保険業法（平成七年法律第五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等 別紙様式第二号
  - 三 証券会社及び外国証券業者に關する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社 別紙様式第三号
  - 四 前三号に掲げる金融機関等以外の金融機関等 別紙様式第四号
- （フレキシブルディスクによる届出）

する旨の要請国の保証がないとき。

4 金融監督庁長官は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

5 第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供が、疑わしい取引に関する情報を使用することができる外国の刑事事件の捜査等（政治犯罪についての捜査等以外の捜査等に限る。）の範囲を定めた国際約束に基づいて行われたときは、その範囲内における当該疑わしい取引に関する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

（関係行政機関の協力）  
第五十八条 関係行政機関は、この章の規定の実施について、相互に協力するものとする。

三 不動産特定共同事業法第三条第一項の都道府県知事の許可を受けた不動産特定共同事業者  
四 貸金業規制法第三条第一項の都道府県知事の登録を受けた貸金業者

（法第五十五条の規定による通知を行うべき業務の範囲）  
第五条 法第五十五条に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 郵便貯金、郵便為替及び郵便振替の業務
- 二 簡易生命保険の業務
- 三 国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い並びに証券の保護預りに関する業務
- 四 本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務

（郵政大臣による通知事項）

第六条 法第五十五条に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五十五条の規定による通知に係る取引（以下この条において「疑わしい取引」という。）が発生した年月日及び場所
- 二 疑わしい取引が発生した業務の内容
- 三 疑わしい取引に係る財産の内容
- 四 疑わしい取引の相手方の氏名又は名称及び住所又は居所
- 五 疑わしい取引の通知を行う理由
- 六 その他参考となるべき事項

第二条 前条の届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別紙様式第五号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。